

1. 事故発生日時 令和8年5月11日(月) 14時55分頃
2. 事故発生場所 田辺市
3. 工事内容 工事名:道路改良工事  
工期:令和7年9月26日~令和8年7月7日
4. 受注者 県内建設業者
5. 災害分類 労働災害(工事関係者1名負傷)

#### 6. 事故発生状況

事故当時、被災者は足場間を移動するための栈橋の補強材を取り付けるため、栈橋下の法面で、要求性能墜落制止用器具(以下、フルハーネスという)を着用し作業を行っていた。

補強材設置完了後、法面を横移動していたところ足を滑らせ体勢を崩し、フルハーネスのランヤードに張力がかかり体が締め付けられた状態で停止した。被災者は締め付けられた状態を直すため、体勢を立て直した後にランヤードのフックを外したところ、再び体勢を崩して法面から河川敷に転落し右足を骨折した。(添付資料①参照)

#### 7. 事故原因

受注者及び二次下請業者は、被災者が高さ1.5mを超える箇所で作業を行っていたにも関わらず、安全に昇降するための設備を設置していなかったことが原因と考えられる。

#### 8. 所管の警察署及び労働基準監督署等の意見

○田辺警察署は事件性がないと判断した。

○田辺労働基準監督署は令和8年5月15日に受注者及び二次下請業者に対し是正勧告書及び指導票を交付。

##### 【受注者】

・是正勧告書【安衛法第29条第1項違反】

関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行っていないこと。

##### 【二次下請業者】

・是正勧告書【安衛法第21条第2項(安衛則第526条第1項)違反】

高さ1.5mを超える箇所で作業を行っていたにもかかわらず、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けていなかったこと。

#### 9. 本件における改善対策

- ・作業箇所まで安全に昇降できる設備を設置した。(添付資料②参照)
- ・作業手順通りの作業の徹底、事故原因や再発防止策について、工事関係者全員に対し安全教育を実施した。また受注者による定期的なパトロールを実施することとした。

#### 10. 類似の工事における再発防止の観点からの周知事項

事業者は、高さ又は深さが1.5mを超える箇所で作業を行うときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

(安衛則第526条第1項)